

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表 1 (第 2 次提案に基づく追加部分) の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表 1 の番号	7 0 7
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準を適用しない。
意見提出者名	新潟県
意見の要点	特例は適用される場合、免許の要件として酒税法第 1 0 条第 1 2 号(「必要な技術能力」や「製造上の設備」)の適用は具体的にどうなるのか。また、その場合の免許の申請手続きについて具体的に示してほしい。
意見に対する回答	<p>酒類は高率な酒税を負担しているものであり、また、衛生上の見地からも、相応の品質が必要と考えられることから、製造数量の多少にかかわらず、酒類の製造について必要な技術能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分であると認められる場合(酒税法第 1 0 条第 1 2 号)には、免許を与えることは適当でないと考えられます。</p> <p>こうした免許の要件の基本的な考え方については、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達に明らかにされていますが、具体的な取扱いについては、濁酒の製造免許の申請者が行おうとする製造方法や製造見込数量等を勘案して、個々に判断することになります。</p> <p>(参考)</p> <p>酒税法酒類行政関係法令等解釈通達(免許の要件)は、以下の国税庁 H P を参照して下さい。</p> <p>http://www.nta.go.jp/category/tutatu/kihon/36/2-07.htm</p> <p>http://www.nta.go.jp/category/tutatu/kihon/36/2-08.htm</p> <p>免許の申請手続きは、以下の国税庁 H P を参照して下さい。</p> <p>http://www.nta.go.jp/category/yousiki/syuzei/annai/23600069.htm</p>
担当省庁名	財務省

(様式)構造改革特別区域基本方針別表1(第2次提案に基づく追加部分)の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	707
構造改革特別区において実施可能な特例措置	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準を適用しない。
意見提出者名	長野県
意見の要点	特例の対象を「農業者(個人)」ではなく「農業者の集団」とすべきではないか。
意見に対する回答	<p>本特例の対象者である「農業者」は、自ら米を生産できる者であることが必要ですが、個人、法人を問いません。</p> <p>なお、免許の申請は、濁酒を製造しようとする個々の個人又は法人ごとに行っていただく必要があります。</p> <p>(注)本特例の対象者は「農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者」とされていることから、農業と「酒類を自己の営業場において飲用に供する業(例えば、農林漁業体験民宿業や農園レストラン)」の両方を営む者が対象となります。</p>
担当省庁名	財務省

(様式)構造改革特別区域基本方針別表1(第2次提案に基づく追加部分)の原案に関する
一般からの意見に対する回答

対応方針 別表1の番号	707
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒(いわゆる「どぶろく」)を製造する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準を適用しない。
意見提出者名	福島県只見町
意見の要点	1. 「農林漁業体験民宿業を営む者」と「酒類を製造する農業者」が異なる場合は、特例の対象者となるのか。 2. 地域の催し・イベントでの濁酒の販売は可能か。
意見に対する回答	1. 対象になりません。 (理由) 構造改革特別区域法第24条(酒税法の特例)において、特例を受ける者は「農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者」とされていることから、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(農林漁業体験民宿業や農園レストラン等)を営んでいない農業者は対象となりません。 2. 催し等の開催期間に限った酒類の販売業免許(期限付酒類小売業免許)を受けて濁酒を販売することができます。 (理由) 一般的に、酒類を自己の営業場において飲用に供するために酒類を提供する場合(民宿やレストラン等での酒類の提供)については、酒類の販売業免許を受ける必要はありません。 ただし、ご質問のように、地域の催し等において濁酒の製造場以外の場所で濁酒を販売する場合には、濁酒の製造者であっても、別途、税務署長から酒類の販売業免許(期限付酒類小売業免許)を受ける必要があります。
担当省庁名	財務省